

公認会計士・税理士
松本英徳

【質問 1-1】 に対して

・同意する。但し、これまで通り P/L に計上した上で発生源選別の内訳を注記する選択肢もあってもよいのではとも思われる。

【質問 1-2】 に対して

・同意する。

【質問 1-3】 に対して

・同意する。但し【質問 4】 参照。

【質問 1-4】 に対して

・同意する。但し【質問 4】 参照。

【質問 2-1】 に対して

・同意する。

【質問 2-2】 に対して

・同意する。

【質問 3】 に対して

・同意する。

【質問 4】 に対して

・本公開草案の公表理由は「税引前当期純利益と税金費用の対応関係」に着目したものであり、この点に着目した関連会計基準の見直しは歓迎されるべきものと思料する。

ただ、その対象として

①グループ通算制度・非適格組織再編における資産・負債に対する税務上時価評価が行われ課税所得計算に含まれる場合

②ヘッジ会計を適用している場合に税務上ヘッジ会計が認められず課税される場合

③退職給付について確定給付制度を採用している場合の一時差異

等とされているが、これに加えて

④単体 F/S における税前利益と、タックスヘイブン合算課税制度により外国子会社で生じた課税所得を日本親法人が法人税を納付する場合の税金費用との対応関係、及びその際に

税引前当期純利益との費用収益対応関係に着目して適用されることとされている税効果会計について、日本親法人単体 F/S における税引前当期純利益と税金費用との対応関係に着目して算定するのか、それとも単体 F/S における税引前当期純利益と税金費用との対応関係よりも専ら日本親法人の納税見込に着目して税効果会計を適用するのかについても、この際、会計基準で明らかにしていただくことを強く要望する。

(理由)

我が国の海運業(特に船主業)の場合、会社法単独の小規模会社の場合でもタックスヘイブン合算課税により外国子会社側で発生する課税所得が数十億円となる場合も少なくない。

その場合、現行の会計基準では日本親会社側で合算納税する以上は単体 F/S の法人税等として計上する以外にないが、この場合、日本親法人単体の税引前当期純利益と税金費用(タックスヘイブン合算部分)にはそもそも対応関係がないため、いびつな P/L 開示とならざるを得ない現状がある。

更に日本親法人に税効果会計を適用する場合、タックスヘイブン合算所得に対して税効果を適用することの取扱いについて税効果会計基準には何ら定めがなく、単体 F/S において「税金の額を適切に期間回分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させる(税効果会計基準第一)」会計基準の理論趣旨を重視して税効果会計適用を検討(＝外国子会社所得部分は税効果を適用しない)している監査人と、税引前当期純利益と税金費用の対応関係よりもむしろ将来見込まれる法人税納税額を重視して税効果会計を適用(＝外国子会社所得部分にも税効果を適用)している監査人の双方が混在している監査実務の現状が拝察される。

なお、私見としては、合算課税される外国子法人側の課税所得に由来する法人税等は、単体日本親法人の税引前当期純利益とは何ら対応関係が存在しないし、また同様に合算課税される外国子法人側の課税所得に由来する法人税等は単体日本親法人の税引前当期純利益とそもそも何ら対応関係がない以上、翌期以降に対応させるべき税金費用も存在しないため、「税金の額を適切に期間回分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させる(税効果会計基準第一)」ことを目的とする税効果会計基準の趣旨に照らせば税効果会計の適用対象外と認識することが会計基準の趣旨に合致するし、税引前当期純利益と税金費用の適切な費用収益対応表示に資するものと思料する。

いずれにしろ、今回の本公開草案の公表理由が「税引前当期純利益と税金費用の対応関係」に着目したものであることに鑑み、この機会にタックスヘイブンに係る税引前当期純利益と税金費用の対応関係に関して存在する論点の実例として会計基準への追加反映の可否について検討委員会でご検討いただければ幸いである。

以上